

住民票の写し等交付請求書

(宛先) 上越市長		令和 年 月 日
窓 口 に 来 た 人	電話番号 ()	
	住 所	
	フリガナ	
	氏 名 明・大・昭・平・令	
※請求には窓口に来た人の本人確認書類が必要		
(署名又は記名) 年 月 日生		

ど な た の も の が 必 要 で す か	住 所	☐ 窓口に来た人と同じ ☐ 依頼した人と同じ
		☐ その他 上越市
	氏 名 等	☐ 窓口に来た人と同じ ☐ 依頼した人と同じ
		☐ その他 (☐ 同一世帯員) (☐ 第 三 者) 氏 名 : 明・大・昭・平・令 年 月 日生
枚 必 数 要	世帯全員 必要な人だけ (セット・各) 記載事項証明 除票	
		通 通 通 通

載 追 す 加 し て 目 記	☐ 世帯主・続柄 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 (マイナンバー)	☐ 不要
	外 国 人 ☐ 国籍・地域 ☐ 在留カード等番号 ☐ 通称履歴 ☐ 在留情報…法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留期間の満了の日	※左欄の□に☑がない項目は省略されます。
請 求 理 由 等	【請求権がある第三者の住民票の写しを請求する理由 (詳細は裏面参照)】	
	【手数料の減免を受ける理由 (年金の第三者請求の場合、その請求理由も兼ねる)】 ☐ 公的年金給付 (未支給・遺族・厚生・国民・) ☐ 生活保護 提出先 (年金事務所・) 請求者 (窓口に来た人・依頼した人)	

【委任状】 依頼した人が署名又は記名押印してください (法人は代表者印等の押印必要)。
※ 自身の住民票の写しの請求を同一世帯員に依頼する場合等は委任状不要

依 頼 し た 人	電話番号 ()	
	住 所	
	氏 名 明・大・昭・平・令	
※法人の場合は、事務所所在地・代表者名・法人名を記載	年 月 日生	

減免根拠	手数料条例 第5条 第1項 第 号	
本人確認書類	免・パ・在・番・住・資・診・キ・聞・その他 ()	

請求に当たっての注意事項

- 窓口に来た人の本人確認書類 (以下 1、2 のいずれか)
- 官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可証、証明書等
・ 個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等
 - 上記 1 が ない 場合、以下の書類 2 点
・ 健康保険の資格確認書・健康保険の被保険者証・介護保険の被保険者証
各種年金証書、預金通帳 (キャッシュカード)、民間企業の社員証等

※ 上記 1、2 が ない 場合、別途お問合せください。

- 代理人が請求する場合に必要なもの (以下 1、2 のいずれか)
- 依頼した本人が署名又は記名押印した委任状
 - 法定代理人であることを証明する書類
・ 親 権 者…親権が確認できる戸籍謄本等 (持参できない場合、別途お問合せください。) ※当市の戸籍で確認できる場合は不要
・ 成年後見人…登記事項証明書等

※ 自身の住民票の写しの請求を同一世帯員に依頼する場合は不要です。

- 第三者が請求する場合に記載する請求理由
- 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
・ 権利・義務の発生原因や内容と、その権利行使又は義務履行のために住民票の写しの確認を必要とする理由を、詳細に記載してください。
 - 国又は地方公共団体の機関に提出する場合
・ 住民票の写しを提出する国又は地方公共団体の機関名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - その他の理由で請求する場合
・ 住民票の写しの利用目的や方法と、その利用を必要とする理由を記載してください。

※ 請求書に記載された内容では請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

- 罰 則
偽り、その他不正な手段により交付を受けた者は、刑罰 (30万円以下の罰金) が科されます。

※ 御不明な点があれば、お問合せください。
※ 記載された個人情報は、本業務以外には使用しません。 令和 6 年 1 2 月